第7 医療扶助の内容

1 範囲

医療扶助は次に掲げる事項の範囲内で行われます。(生活保護法第15条)

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 6 移送

この範囲は、国民健康保険及び健康保険における療養の給付と療養費の支給との範囲を併せたものと ほぼ同様とみることができます。

ただし、保険外併用療養費の支給にかかるものは、原則として生活保護の対象となりません。

2 一般診療方針及び一般診療報酬

生活保護及び支援給付の指定医療機関の診療方針及び診療報酬は国民健康保険の例によることとされていますが、この原則によることができないか、これによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和34年5月6日厚生省告示第125号)」により定められています。

(1) 診療方針

指定医療機関が医療を担当する場合の診療方針は、原則として、国民健康保険法第40条の規定により準用される保険医療機関及び保険医療養担当規則第2章保険医の診療方針等、並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第8条調剤の一般的方針によります。

健康保険における結核等の治療基準及び治療方針、使用医薬品、使用合金その他の診療方針又はその 取扱いが改正された場合は、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針に定めるものを除いて自 動的に準用します。

- (2) 診療報酬の額の算定方法
- ア 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年3月16日厚生省告示第54号)を準用して行います。
- イ 前記の規定が改正された場合は、自動的に準用します。

3 調剤

医療扶助を申請した者から、指定薬局による調剤の給付につき申請があった場合には、調剤券を発行します。

指定医療機関は、処方せんを発行すべき場合には、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第23条に規定する様式に必要な事項を記載して発行してください。

指定薬局は、調剤録(又は調剤済みとなった処方せん)に次の事項を記入し、保存してください。

- 1 薬剤師法施行規則第16条に規定する事項
- 2 調剤券を発行した各区保健福祉センター等の名称
- 3 当該薬局で調剤した薬剤について処方せんに記載してある用量、既調剤量及び使用期間

4 当該薬局で調剤した薬剤についての薬剤価格、調剤手数料、請求金額、社保負担額、他法負担額 及び本人支払額

4 治療材料

治療材料の給付(貸与及び修理を含む。以下同じ。)につき申請を受けた各区保健福祉センター等は、 その必要性につき給付要否意見書(治療材料)を指定医療機関から求めてその要否を決定します。

給付要否意見書(治療材料)に基づき、治療材料の給付を必要と認めたときは、各区保健福祉センター等は治療材料券を被保護者に交付し、現物給付します。なお、当該材料が貸与を適当としない物品であるとき、修理が困難であるとき、貸与又は修理による費用が購入による費用より高額になるときその他貸与又は修理を適当としない場合を除き、原則として給付方法は貸与又は修理によります。

(1)給付方針

ア 国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具及び輸血に使用する生血は、その例により現物給付とします。

また、次に掲げる材料の範囲においては、必要最小限度の機能を有するものを、原則として現物給付によって行います。ただし、吸引器及びネブライザーについては、現物給付に限ります。

義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具、歩行補助つえ、尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器 及びネブライザー

イアに掲げる材料については、次によります。

- ① 義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具及び歩行補助つえについては、障害者総合支援法の 規定に基づく補装具の購入若しくは修理又は日常生活上の便宜を図るため用具の給付若しくは 貸与を受けることができない場合であること。さらに、歩行補助つえについては、前記の他、介 護保険法又は生活保護法の規定に基づく福祉用具の貸与を受けることができない場合であるこ と。
- ② 義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ用装具及び歩行補助つえについては、治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限ること。
- ③ 尿中糖半定量検査用試験紙は、現に糖尿病患者であって、医師が食事療法に必要と認めた場合に限り、必要最小限度の量を給付することができるものであること。
- ④ 吸引器は、喉頭腫瘍で喉頭を摘出した患者等の気管内に分泌物が貯留し、その自力排泄が困難な者を対象とし、病状が安定しており、社会復帰の観点から吸引器使用による自宅療養のほうがより効果的であり、当該材料を給付しなければ、吸引器による処置のために入院が必要である場合に限ること。また、器具の使用に習熟していることが必要であること。
- ⑤ ネブライザーは、呼吸器等疾病に罹患し、社会復帰の観点から当該材料の使用による在宅療養がより効果的である者であって、当該材料を給付しなければ、ネブライザーによる処置のために入院が必要である場合に限ること。なお、装置の使用に習熟していることが必要であり、通院による処置対応が可能な者については除くこと。

(2)費用

- ① 国民健康保険の療養費の例による。なお、義肢、装具、眼鏡及び歩行補助つえ(つえを除く。)については、障害者総合支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の別表に定める額の100分の106に相当する額(1円未満の端数は切り捨て処理)を限度とする。(令和元年10月1日~)ただし、見積り額の最後に100分の6に相当する額(6%)を加算して良いという意味では無い。
- ② 真にやむを得ない事情により①の基準の額を超えて給付する必要がある場合又は、尿中糖半定 量検査用試験紙、吸引器、ネブライザー、収尿器、ストーマ装具若しくは歩行補助つえ(つえに 限る。)を給付する場合の費用については、当該材料の購入、貸与又は修理に必要な最小限度の

実費とする。

※ 治療材料と消費税の関係について

消費税法第6条非課税の別表第1により生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療はすべて非課税となるため、治療材料は非課税となる。

5 移送

移送の給付については、被保護者からの申請に基づき、給付要否意見書(移送)等により、各区保健 福祉センター等において必要性を判断し給付を行います。

(1)給付の範囲

個別に内容を審査し、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段により、次に揚げる範囲の移送について給付を行います。

- ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合
- イ 被保護者の傷病、障がい等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受 診する際の交通費が必要な場合
- ウ 検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合
- エ 医師の往診等に係る交通費又は燃料費が必要となる場合
- オ 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に搬送される場合
- カ 離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療機関では必要な医療が不可能であるかまたは著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送を行う場合
- キ 移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診察ができず、 医師の指示により緊急に転院する場合
- ク 医療の給付対象として認められている移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派 遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送代が必要な場合(国内搬送に限る)

(2)費用

移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行った ものとして算定される最小限度の実費。